

令和2年度公益財団法人愛媛県文化振興財団法人協賛金募集要項

1. 法人協賛金について

当財団は、各種の文化事業を行うことにより、県民の文化芸術意識の高揚を図り、本県の文化及び芸術の振興発展に寄与すること及び愛媛県県民文化会館の管理運営を行うことにより社会への貢献に寄与することを目的とし事業を行っております。

昨今の厳しい運営状況ではありますが、公益財団法人として文化事業を通して県内の文化振興を推し進め、また、県民の皆様が会館を利用しやすくなるようさらなる利用サービスの充実を進めるとともに、継続的かつ安定的な財団経営を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、法人協賛の募集についてご案内をさせていただくことになりました。

当財団が実施する公益目的事業へのご理解とご賛同をいただきますとともに、当財団が有する媒体等を活用した企業広告等についてご検討いただきますよう心よりお願い申し上げます。

2. 協賛金の種類と用途

- (1) 一般協賛金 特に使途を特定しない協賛金で財団が実施する「芸術文化事業」「芸術文化支援事業」「文化振興事業」に、残りを「施設管理事業（施設の備品等の購入）」に使用させていただきます。
(一口以上 一口 50,000円)
- (2) 特別協賛金 用途を特定しない大口協賛金で財団が実施する「芸術文化事業」「芸術文化支援事業」「文化振興事業」に、残りを「施設管理事業（施設の備品等の購入）」に使用させていただきます。
(一口以上 一口【A】1,000,000円【B】500,000円【C】300,000円)
- (3) 事業協賛金 財団が実施する特定の事業に対する協賛金
(1事業につき 30,000円以上とし、複数事業への協賛も可能です。)

3. 協賛金の募集期間

令和2年3月20日～令和3年2021年3月31日

※令和3年度以降は、改めて募集します。

4. 特典

【事業・一般・特別協賛共通】

(1) 協賛金額が30万円以上の場合、財団ホームページに貴社バナー広告スペースを提供します。

(注) 協賛金額に応じてサイズを調整します。

(2) 会館内に設置したデジタルサイネージに貴社名等を掲示いたします。

(注) ・協賛金の額に応じてサイズを調整します。

- (3) 財団が発行する文化情報誌をお届けします。
- (4) 寄附金として処理された場合には、税制上の優遇措置が受けられます。

【一般協賛】

- (1) 施設利用料金の割引 愛媛県県民文化会館の各施設を、割引料金にてご利用いただけます。

(注) ・施設の利用申込時に、手続きが必要です。また、附属設備の利用料金は除きます。
・割引率は、協賛金額の5%までで年1回とさせていただきます。

【特別協賛】

- (1) 愛媛県県民文化会館内に貴社名を記入したプレートを掲示させていただきます。

(注) ・協賛金の額に応じてサイズを調整します。

- (2) 施設利用料金の割引 愛媛県県民文化会館の各施設を、割引料金にてご利用いただけます。

(注) ・施設の利用申込時に、手続きが必要です。また、附属設備の利用料金は除きます。
・割引は、特別協賛金の金額の10%までで年1回とさせていただきます。

- (3) 財団主催事業においてプログラム等に貴社のお名前を掲載させていただきます。

(注) ・協賛金の額に応じてサイズ等を調整します。

- (4) 事業協賛の特典(1)から(3)も利用可能です。
- (5) 財団発行誌に企業広告を折り込みさせていただきます。

【事業協賛】

- (1) 協賛金額が50万円以上で希望があれば、貴社製品等を公演会場等に展示します。

(注) 財団単独自主事業に限ります。展示に係る経費については、貴社のご負担のうえ、具体的な展示方法・スペース等は事前にご相談をさせていただきますのでご了承下さい。

- (2) ご協賛いただいた当財団文化事業にご招待いたします。

(注) ・協賛金の額に応じて招待数を調整します。

- (3) 協賛事業のプログラム等に貴社のお名前を掲載させていただきます。
- (4) 協賛金額が100万円以上で希望があれば、貴社名等を冠とした事業を実施します。

(注) 貴社のご希望等をお伺いし、事業に係る経費についてもご相談をさせていただきます事業を制作いたします。

5. 申込方法 所定の「法人協賛金申込書」にご記入の上、公益財団法人愛媛県文化振興財団の事務局まで、郵送またはファックスにて下記宛にお送り下さい（窓口持参も可）。なお、「協賛金」は下記の口座にお振込み下さいますようお願い致します。
※振込手数料につきましては、貴社様の方のご負担をお願いいたします。

【振込先】

- 伊予銀行 愛媛県庁支店 普通 1 1 2 7 2 5 8
- 愛媛銀行 県庁支店 普通 3 9 7 4 3 2 6
- 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県庁支店 普通 1 0 4 5 5 3 4
- 愛媛信用金庫 道後支店 普通 0 2 2 6 6 4 4
- 口座名義：公益財団法人愛媛県文化振興財団
代表理事 理事長 土居 英雄

6. 協賛金（寄附金の場合）に対する税制優遇制度

本財団は、公益財団法人の認定を受けております。本財団に対する寄附金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署または税理士におたずねください。

《参考》

○当財団に対する協賛金（寄附金の場合）は、一般の寄附金とは別に次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：協賛金（寄附金）のうち損金に算入されなかった金額は、次の一般の寄附金の損金算入限度額に含めます。

○一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金算入可能です。

一般の寄附金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000$$

$$+ \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$$